

事後審査型一般競争入札公告共通事項書

第1 本書で定める事項は、山都町が実施する事後審査型条件付一般競争入札について適用する。

第2 書面による入札参加

電子入札システムを利用して行う入札に、書面による入札により参加しようとする者（電子入札システムの利用者登録を行った者に限る。）は、山都町電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準の規定により、あらかじめ、町に紙入札移行承認願を提出し、承認を受けなければならない。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

- 1 競争入札に参加する者は、落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 山都町競争契約入札心得（平成17年山都町告示第43号）第2条の規定に基づき、入札公告に示す建設工事の種類に係る入札参加者資格の申請書を提出し、受理されていること。
 - (3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
 - (4) 山都町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年山都町告示第63号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。かつ、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加者資格に係る審査に基づく申請書を提出し受理されていること。
 - (7) 入札公告に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社（以下「更生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す格付等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので直近のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。

(10) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

なお、「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表又は別紙二に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

(11) 入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札公告に示す施工実績、配置予定技術者に関する事項及びその他の条件をすべて満たさなければならない。

なお、配置予定技術者は、施工中の他の工事に従事していないことを原則とするが、他の工事に従事している場合は、当該工事の現場施工に着手する日の前に他の工事の完成検査が終了しているその他の事由により、確実に当該工事に従事できる見込みであればよい。

また、配置予定技術者については、法第7条第2号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（営業所専任技術者）でない者とする。ただし、入札公告に示す工事が、以下のアからウのすべての要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に掲げる金額未満の場合

イ 勤務する営業所において請負契約が締結された場合

ウ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取りうる体制にある場合

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める条件を満たす者を構成員とし、かつ、共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件をすべて満たすことを要する。

(1) 当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。

(3) すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること（構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上）。

(4) 共同企業体の解散の時期については、当該建設工事の請負契約の履行後6箇月を経過するまでの間は、解散することができないこととする。

3 入札後に競争参加資格を満たさなくなったとき（同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。）は、直ちにその旨の申し出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらずその旨の申し出を行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第4 競争参加資格の確認に必要な提出書類

1 競争入札に参加しようとする者は、(9)により入札公告に定める書類があるときは、当該書類を提出しなければならない。

また、第14により落札候補者となった者は次に掲げる(1)から(9)のうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。

ただし、開札の結果、複数の工事について落札候補者となった場合において、入札公告に示す要件を満たす配置予定技術者を配置できなくなった場合には、提出してはならず、第3の3に掲げる競争参加資格を満たさなくなったものとして取り扱う。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。別記様式1の(1)）、業態カード（別記様式1の(2)）及び建設工事共同企業体協定書（別記様式1の(3)）の写し

(2) 入札公告に示す営業所の所在地について、当該営業所の所在地を証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し（別表又は第二面を含む。）

(3) 入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（直近のものに限る。）の写し

(4) 同種工事の施工実績調書（以下「実績調書」という。別記様式2）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている竣工時カルテの写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し等）

(5) 配置予定技術者の資格及び施工経験調書（以下「資格等調書」という。別記様式3）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

なお、入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要とする。

ア CORINSに登録されている竣工時カルテの写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）及び現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し

また、現場代理人又は主任（監理）技術者以外の役職で従事し、CORINSの竣工時カルテで確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）

イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等の写し、国土交通大臣の認定書の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書等

ウ 申請書の提出期限の日以前3か月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、源泉徴収票の写し等

エ 法第7条第2号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（以下「営業所専任技術者」という。）でないことを証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書に添付されている専任技術者証明書の写し。ただし、許可を受けた後に、営業所専任技術者に変更があつた場合は、当該専任技術者証明書の写し又は変更届出書に添付されている専任技術者証明書の写し

(6) 共同企業体での参加の場合、代表構成員以外の構成員の配置予定技術者の資格調書（別記様式4）

(7) 配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書（別記様式5）及びその記載内容が確認できる契約書の写し等（配置予定技術者が他の工事に従事していない場合は、提出不要とする。）

(8) 役員及び株主（出資者）調書（別記様式6）

(9) 上記（1）から（8）のほか、入札公告において定める書類及び町長が入札参加者資格の認定及び競争参加資格の確認のため必要があると認めた書類

2 提出書類作成に係る留意事項

1の（4）及び（5）については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。

第5 申請書等の提出方法

(1) 申請書等の提出方法

落札候補者は、申請書等（第4の1の（1）から（9）のうち入札公告において指定する書類）を電子入札システムにより入札公告に示す期間中に提出すること。添付資料の容量が本システムによる自動圧縮後3MBを超える場合には、公告に示す場所に郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することとし、郵送又は持参する書類の目録を電子入札システムで提出すること。

また、書面により入札に参加しようとする場合は、入札公告に示す期間中に、入札公告に示す場所に郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参すること。

(2) その他

- ア 申請書を書面により提出する場合は、押印すること。
- イ 申請書等を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、落札者として決定されない。
- ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- キ 町は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

第6 設計図書の閲覧及び配付

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により、閲覧及び配付を行う。

第7 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、所定の様式（入札情報公開サービスシステム掲載）により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

第8 最低制限価格の設定

- 1 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設ける。そのため、最低制限価格に満たない入札価格を提示した者は失格とする。
- 2 最低制限価格は、落札者決定後、入札結果とともに速やかに公表する。

第9 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 3 前号の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第10 入札方法等

- 1 入札に参加する者は、電子入札システムにより、入札公告に示した入札期間中に入札すること。
書面による入札の場合は、入札書を紙入札移行承認願（町の承認印のあるもの）の写しとともに、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

第11 工事費内訳書の提出

- 1 入札書に記載される金額と一致した工事費内訳書を添付すること。

- 2 内訳書には、共同企業体名及び代表構成員名を記載すること。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を添付すること。書面による入札の場合は、入札書とともに、入札公告に示した入札期間中に、入札公告に示した場所へ郵送又は持参すること。
- 4 提出後の差替えについては、入札公告に示す入札・契約担当部局の承諾を得たうえで、入札公告に示した入札期間中に入札公告に示した場所へ郵送又は持参すること。
- 5 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事区分、工種、種別、細別（建築工事については種目、科目、中科目）まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
なお、設計図書に示した項目以外の項目（端数処理を除く。）は認めない。
- 6 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 7 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、上記1及び4に反する場合等、工事費内訳書等に不備等がある場合も無効となることがあるので注意すること。

第12 開札及び落札保留

- 1 電子入札システムにより入札する者を除き、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- 2 開札後、電子入札システムにより入札した者に対し、落札保留通知を送付する。また、書面により入札した者に対しては、直ちに落札保留の旨を宣言する。

第13 入札の無効

山都町競争契約入札心得（平成17年山都町告示第43号）第9条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

第14 落札候補者の決定方法

- 1 開札後、山都町財務規則（平成17年山都町規則第34号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、第8の1により最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定する。

なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き入札時における入札時刻、くじ番号を使用し、電子くじにより落札候補者を決定する。

第15 競争参加資格の確認、落札者の決定

- 1 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知書により入札参加者全員に通知する。
- 2 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書等の提出を求め、競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

第16 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札・契約担当部局において閲覧に供するとともに、入札情報公開サービスシステムに掲載する。

第17 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、町長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面により説明を求めることができる。
- 2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに書面により回答する。

第18 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、山都町公共工事請負契約約款（平成17年山都町告示第46号）によるものとする。

第19 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、山都町の休日を定める条例（平成17年山都町条例第2号）第1条に規定する山都町の休日を含まず、午前9時から午後5時まで（電子入札システムの利用時間は、午前6時から午前0時まで（入札期間の最終日の終了時刻を除く。））とする（電子入札システムによる入札情報公開サービスシステム掲載内容を除く。）。
- 3 入札参加者は、山都町競争契約入札心得及び山都町公共工事請負契約約款その他関係規定を遵守すること。
- 4 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手續において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 5 落札者は、第4の提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
なお、入札公告において技術者の専任を求められている場合は、当該技術者は専任の者としなければならない。工事現場における技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日国不建第130号）による。
この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。技術者の変更が認められた場合は、原則として、第3の1の(11)に掲げる条件を満たす者であって、変更前に配置していた技術者と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければならない。
なお、やむを得ないと認められる場合を除き、配置予定技術者を当該工事現場に配置できない場合は、契約前であっても、契約を締結せず、契約後であっても、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 6 入札公告中「本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。」と明記した工事については、契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。
なお、詳細は、特記仕様書等による。
- 7 工事費内訳書や競争参加資格確認申請書等を電子入札システムにより提出する場合は、提出する資料名及び会社名をファイル名に付して提出すること。（ファイル名の例：別記様式〇 〇〇建設）

- 8 予定価格が5千万円以上の工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する町議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、町議会の議決後本契約となる。
- 9 落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第3に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

(別記様式1の(1))

建設工事入札参加資格審査申請書 (単体企業用)

年 月 日

山都町長 様

所在地

商号又は名称

代表者

実印

山都町発注の次の工事の入札に参加したく、入札参加資格の審査を申請します。

1 工事番号

2 工事名

なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

(別記様式1の(1))

建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体用)

年 月 日

山都町長 様

申請者 共同企業体の名称

共同企業体の代表者の所在地

商号又は名称

代表者

実印

共同企業体の構成員の所在地

商号又は名称

代表者

実印

今般、連帯責任によって請負工事(業務)の共同施工を行うため、
を代表者とする 建設工事
共同企業体を結成したので、山都町発注の次の工事の入札に参加したく、共同企業体協定書(写)を添えて入札参加資格
の審査を申請します。

1 工事番号

2 工事名

なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、山都町発注の上記工事について、次の権限を 建設工事共同企業体代表者 に委任し
ます。

1 工事(業務)の入札及び見積に関する一切の権限

2 工事請負(業務委託)契約に関する一切の権限

3 工事請負代金(業務代金)及び前払金並びに部分払金の請求、受領に関する一切の権限

4 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限

5 その他の工事(業務)の施工(履行)に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

(別記様式1の(2))

業 態 カ ー ド

1 共同企業体の名称					2 代表者名及び氏名							
3 共同企業体事務所の所在地		〒										
4 構成員の内容				経営事項審査結果								
許可番号 年月日	営業所所在地	商号又は名称 代表者氏名	出資割合 (%)	建設工事の種類別年間 平均完成工事高		経営規模	技術職員数			営業 年数	総合 評定	格付
				種類	金額 (千円)	自己資本額 (千円)	1級	2級	その他			
(-) 第 号 ・ ・												
(-) 第 号 ・ ・												
(-) 第 号 ・ ・												
5 入札見積及び契約に基づく行為に 使用する印鑑		備考	構成員の決算期									

(別記様式1の(3))

建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 山都町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の
請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 建設工事共同企業体(以下「当共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を次の所在地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事(業務委託)の請負契約の履行後6か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有する者とする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社 パーセント

会社 パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認が無ければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事（業務）途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当共同企業体が解散した後においても、建設工事につき引渡した成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

会社外 社は、上記のとおり

建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として

この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地
商号または名称
代 表 者

実印

所 在 地
商号または名称
代 表 者

実印

同種工事の施工実績調書

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 機 関 名	〇〇県〇〇市
	工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇 〇町
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態 等	単体／J V (出資比率：)
工 事 概 要	工 事 内 容	〇〇〇〇、〇〇〇
	CORINS 登 録	有 ・ 無

配置予定技術者の資格及び施工経験調書

会社名：

配置予定技術者の氏名		〇〇 〇〇
最終学歴		〇〇大学 建築工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許		〇〇級〇〇施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格者証（取得年及び登録番号） 監理技術者講習修了証（取得年及び修了証番号） 10年以上の実務経験
工事名称等	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇県〇〇市
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	受注形態等	単体/JV（出資比率： %）
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）
工事概要	工種	〇〇〇〇
	工事内容	〇〇〇〇〇〇
	CORINS登録	有 ・ 無
その他工事従事経歴		1 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 契約金額〇〇〇〇〇〇千円 従事役職：監理技術者 2 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 契約金額〇〇〇〇〇〇千円 従事役職：現場代理人

(注) 入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要

配置予定技術者の資格調書

会社名：

配置予定技術者の氏名	
最終学歴	〇〇大学 建築工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許	〇〇級〇〇施工管理技士（取得年） 監理技術者資格者証（取得年及び登録番号） 監理技術者講習修了証（取得年及び修了証番号）

(注) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者について記述すること。

配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書

会社名：

申請時における他工事の従事状況等	工事名称	〇〇〇〇
	発注機関名	〇〇〇〇〇
	工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
	従事役職	
	当該工事と重複する場合の対応措置	(例) 当該工事の現場施工に着手する日より前の令和〇〇年〇月〇日に完成検査が終了予定のため当該工事に従事可能
	CORINS登録	有 ・ 無

(注) 配置予定技術者が他の工事に従事している場合、「申請時における他工事の従事状況等」に従事しているすべての工事について記載し、その記載内容が確認できる契約書の写し等を併せて提出すること。

役員及び株主（出資者）調書

会社名：

1 役員一覧

氏名	役名	他の建設業者の役員就任状況
〇〇 〇〇	代表取締役	なし
〇〇 〇〇	取締役	〇〇建設(株)(許可番号 熊本県知事第△△△△号)の取締役(非常勤)

2 株主（出資者）一覧

株主（出資者）名	住所	所有株数又は出資の価額	他の建設業者の役員就任状況 又は建設業許可番号
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	5,000,000円	なし
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	3,000,000円	〇〇建設(株)(許可番号 熊本県知事第△△△△号)の取締役(非常勤)
(株)〇〇商事	〇〇市〇〇町〇〇	1,000,000円	なし
〇〇建設(株)	〇〇市〇〇町〇〇	1,000,000円	許可番号 熊本県知事第△△△△号
	計	10,000,000円	

(注1) 株主（出資者）一覧には、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(注2) 「株主（出資者）名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載すること。

(注3) 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「株」と、出資の価額を記載するときは「円」とその単位を必ず記載すること。

(注4) 役員に監査役は含まない。